

短時間勤務の非常勤職員が 共済組合に加入します

令和2年6月に公布された年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律における被用者保険（厚生年金・健康保険）のさらなる適用対象の拡大に併せて、地方公務員等共済組合法が改正され、令和4年10月1日から短時間勤務の非常勤職員の方も共済組合の組合員となりました。

地方公務員等のうち、被用者保険の適用対象である非常勤職員を地共済組合員とし、短期給付・福祉事業が適用されます。

改正前（令和4年9月30日まで）

被用者保険の適用対象である非常勤職員は、健康保険（協会けんぽ）が適用される



改正後（令和4年10月1日から）

被用者保険の適用対象である非常勤職員を地共済組合員とし、短期給付・福祉事業が適用される

■ 現行制度と見直し後

